

## 事業場外労働のみなし労働時間制に関する協定書

株式会社 (以下「会社」という) と株式会社 従業員代表 (以下「従業員代表」という) は、就業規則第 条に基づいて、事業場外労働の労働時間の算定に関して、次のとおり協定する。

(対象従業員)

第1条 本協定は、営業部に所属する顧客担当と販売部に所属するサービス担当の従業員で、主として事業場外において業務に従事する者に対して適用する。

(みなし労働時間)

第2条 前条に定める従業員が、労働時間の全部または一部について事業場外で勤務した場合であって、労働時間を算定することが困難な労働日については、就業規則第 条第 項に定める事業場外の勤務における労働時間は次の表のとおりとみなす。

業務の種類	3月と12月における時間	左記以外の期間における時間
営業部顧客担当	9時間	7時間
販売部サービス担当	10時間	4時間

(休憩時間)

第3条 第1条に定める従業員に対しても就業規則第 条定める休憩時間を与える。ただし、事業場外の勤務により所定の時間帯（正午から午後1時）に休憩時間がとれない場合は、別の時間帯に休憩をとるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、会社または労働者代表のいずれからも改定の申し出がない場合には、その都度、本協定の効力を自動的に1年間更新するものとする。

令和 年 月 日

株式会社  
代表取締役  
株式会社  
従業員代表

⑩

⑩